

台風 19 号による被害への対応

令和元年 10 月 12 日に広い地域で猛威を振るった台風 19 号。この台風の影響による豪雨によって、市は甚大な被害を受けました。

市内の被害状況



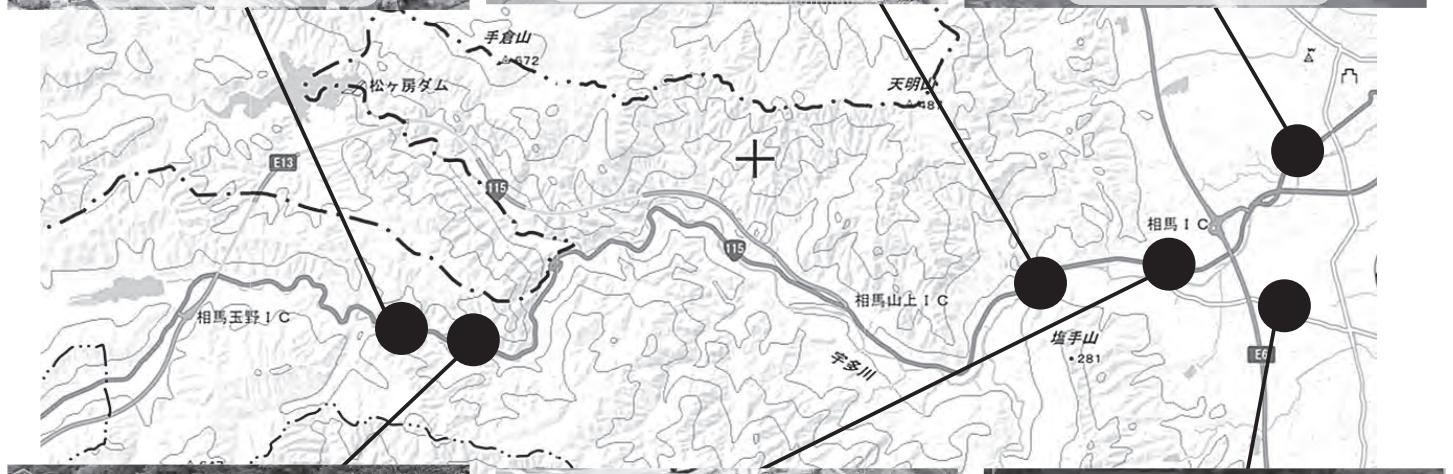
山上地区 土砂崩れ



山上地区 茄子小田橋崩落



西山地区 道路崩落



山上地区 道路崩落



山上地区 導水管崩落



今田地区 道路崩落

市の災害への対応

10月12日13時 災害対策本部設置



11時29分	洪水注意報発令
13時	第1回災害対策本部会議 災害時要援護者の避難先を決定
14時9分	大雨警報、暴風警報発令
17時	第2回災害対策本部会議 災害時要援護者の避難状況を報告
19時15分	避難指示発令
19時50分	大雨特別警戒警報
20時	第3回災害対策本部会議 避難指示エリアへの対応
22時	第4回災害対策本部会議 明朝の対応、避難所運営など
24時	第5回災害対策本部会議 床上浸水家屋の推定、排水対策、非常食の確保、消毒作業など

※以後2時間ごとに災害対策本部会議を開催。

復旧に向けて取り組む市民



北飯渕地区



中野地区



中村・
南飯渕地区



復旧に向けた市の動き

初期対応

早期に検討すべき事項	対応内容
1 救助依頼者の救出	警察、自衛隊、消防署などへ協力要請
2 被災者状況の確認	床上、床下浸水の戸数把握など
3 被災区域の排水	国土交通省への協力依頼、排水機場の管理など
4 市民生活支援	行政区長の協力、水、物資の配給など



排水ポンプ車の設置
(国土交通省の協力)

中長期対応

中長期的に検討すべき事項	対応内容
1 避難所の継続開設	避難者の確定、水、食料の確保、健康管理など
2 廃棄物の集約・運搬	集約場所の決定、麻袋準備など
3 罹災証明の発行	窓口の設置、現地調査など
4 支援物資など	支援物資の受け入れ体制の確立、義援金・支援金の口座開設など
5 被災者相談業務	総合窓口の開設、専門家による法律相談の検討など



罹災証明の説明を受ける市民



行政区長をとおして市民へ水を配布



他自治体の給水車による
市民への水の配給



協力企業により市民へ水を配布
(協力企業：株式会社 IHI)

市民のみなさんへ 復旧に向けてのお願い

消石灰の配布と消毒

浸水被害のあった家屋の床下消毒（感染症予防など）のため、消石灰を配布しています。

- 配布場所 保健センター
- 配布時間 8時30分～17時15分
- 問い合わせ先 保健センター（☎ 35-4477）

がれき、廃棄物などの処理

台風19号の被害にあった廃棄物のみ、大野台の災害廃棄物集積所で受け入れています。

また、野焼きなどによる処理はしないでください。

※集積所に持ち込む際は、危険物（電池やガスボンベ、蛍光管など）を分別願います。

- 受入時間 9時～12時、13時～16時30分

- 問い合わせ先 生活環境課（☎ 37-2143）